

## 北海道科学大学施設・設備・備品等使用規程

### (目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学学則第62条に基づき、北海道科学大学（以下「本学」という。）の施設、設備及び備品等（以下「施設等」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用許可)

**第2条** 学生支援センター長の許可を受けた学生団体が、正課外に施設等を使用するときは、その期日の7日前までに学生課を経て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

2 本学関係者以外の使用については、「北海道科学大学施設貸与取扱内規」に定める。

### (遵守事項)

**第3条** 本学の施設等を使用するときは、常に良好な状態を維持するよう留意し、かつ、本来の用法に従って使用しなければならない。

### (使用後の措置)

**第4条** 施設等の使用後は、原形に復し返納しなければならない。

### (破損、汚損又は滅失の届出)

**第5条** 故意又は過失によって施設等を破損、汚損又は滅失したとき、速やかに学生課に届け出なければならない。

2 前項により本学に損害を与えたときは、原則としてその行為者が損害弁償の責を負うものとする。

3 複数の者が施設等を破損、汚損又は滅失し、本学に損害を与えたときは、次に従い、連帯してその損害を弁償するものとする。

(1) 共同行為者の一部が判明しない場合は、その判明者が連帯して損害を弁償する

(2) 直接行為者の氏名が明らかでない場合は、その行動関係者全員が連帯して損害を弁償する

### (違反等の措置)

**第6条** 本規程に反する行為をした者は、北海道科学大学学則第64条を適用する。

### (その他)

**第7条** 体育館、部室及び合宿場等の使用については、別に定める。

2 屋外運動場及び各運動施設の使用については、「北海道科学大学体育館の使用及び管理規程」を準用する。

### (庶務)

**第8条** この規程に関する庶務は、学生課がこれにあたる。

(規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和54年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和62年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。